

# 離婚等の訴訟や調停で

## ウェブ会議による口頭弁論の 参加や和解・調停の成立が できるようになります

令和4年5月に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律は、令和8年5月までの間に段階的に施行されます。令和7年3月1日には、以下の改正（人事訴訟法・家事事件手続法の改正）が施行されます。

令和7年  
3月1日  
施行



- 人事訴訟・家事調停において、当事者は、裁判所に実際に出頭することなく、ウェブ会議（映像と音声付きの方法）を利用して、離婚等の和解・調停を成立させることができます。
- 人事訴訟などの家庭裁判所等における訴訟において、当事者は、裁判所に実際に出頭することなく、ウェブ会議を利用して、「口頭弁論」に参加することができるようになります。



令和4年5月18日に成立し、同月25日に公布された民事訴訟法等の一部を改正する法律は、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、国民がより利用しやすいものとするために、民事訴訟手続等の総合的な見直しなどを行うものです。

改正の内容は多岐にわたり、順次施行されます。が、ここでは、令和7年3月1日に施行される人事訴訟法・家事事件手続法の改正について、Q&A形式で解説します。



**民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、今回（令和7年3月1日）施行される内容は、どのようなものですか。**

人事訴訟などの家庭裁判所等における訴訟や家事調停において、当事者（訴訟の原告・被告、家事調停の申立人・相手方）が裁判所に実際に出頭することなくウェブ会議によって手続に参加することができる場面を拡大するものです。



**ウェブ会議を利用した離婚・離縁の和解・調停について、教えてください。**



家事調停では、これまで、協議を行う期日等ではウェブ会議等を利用して手続を行うことはできるものの、ウェブ会議等を利用して離婚や離縁を内容とする調停を成立させることはできませんでした。また、人事訴訟においても、ウェブ会議等を利用して離婚や離縁を内容とする和解を成立させることはできませんでした。

今回施行される改正は、ウェブ会議を利用して期日に参加する場合においても、離婚・離縁の和解や調停を成立させることができるとするものであり、当事者が裁判所に実際に出頭しなくとも離婚・離縁の和解や調停を成立させることができることを明確にするものです。

なお、一定の家事調停の事件については、当事者の合意が成立した場合には、調停を成立させるのではなく、家庭裁判所が審判することによって手続を終了させることが法律で定められていますが、この場合の合意についても、ウェブ会議によって成立させることができます。





## ウェブ会議を利用した人事訴訟等の口頭弁論等への参加について教えてください。



人事訴訟などの家庭裁判所等における訴訟手続では、これまでも、ウェブ会議や電話会議を利用して参加することができる手続がありました。しかし、公開の法廷で行われる「口頭弁論」ではウェブ会議を利用して参加することはできず、「口頭弁論」に参加するためには、訴訟当事者は、裁判所に実際に出頭する必要がありました。

今回施行される改正は、人事訴訟などの家庭裁判所等における訴訟について、訴訟当事者が、公開の法廷で行われる「口頭弁論」にウェブ会議を利用して参加することを可能とするものです（その他、決定で完結する事件の主張整理のために行われる「審尋」に、ウェブ会議や電話会議を用いて参加することを可能とする改正も、併せて施行されます。）。

なお、一般の民事訴訟において、「口頭弁論」にウェブ会議を利用して参加することを可能とする改正については、令和6年3月1日に施行されています。



## 人事訴訟や家事調停でウェブ会議を利用することができるのはどのような場合ですか。



人事訴訟や家事調停の手続に、裁判所に実際に出頭せずに、ウェブ会議を用いて参加することができるるのは、裁判所（調停委員会が行う家事調停の場合は、調停委員会）が、ウェブ会議を用いて参加することを希望する当事者やその相手の当事者の意見を聴いた上で、相当と認めたときです。



## 離婚や離縁を内容とする和解や調停、合意に相当する審判の前提となる合意を成立させる期日に電話で参加することはできますか。また、ウェブ会議のカメラ機能をオフにした状態で参加することはできますか。



離婚・離縁を内容とする和解や調停、合意に相当する審判の前提となる合意を成立させる最終的な段階の期日は、音声だけではなく映像の送受信が必要となります。

したがって、この段階では、電話で参加することはできません。また、基本的にはウェブ会議のカメラ機能はオンにした状態で参加していただく必要があります（個別の事案では裁判所の指示に従ってください。）。



## ウェブ会議を利用して行われる口頭弁論を傍聴するには、どうすればよいですか。



口頭弁論は、これまでどおり、裁判所の法廷の傍聴席で傍聴することができます。

ウェブ会議によって参加している方の様子についても、法廷にモニターを設置するなどして、法廷の傍聴席から分かるようにすることが予定されています。





## 法務省民事局参事官室

TEL 03-3580-4111（代）

法務省ホームページ  
<https://www.moj.go.jp>

### 注 意

裁判所の手続を許可なく撮影・録音・録画したり、放送（配信）したりすることは禁止されています。

ウェブ会議や電話会議で手続に参加する場合も同様です。スクリーンショットや録音、画面録画などはしないでください。

改正の内容については次のホームページをご覧ください。  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00316.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00316.html)

